

身体拘束等の適正化のための指針 (西濃サンホーム・プラス)

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。また、障害者虐待防止法では「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

①設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

- (ア) 委員長は施設長とする。
- (イ) 委員はサービス管理責任者、主任など現場の責任者から施設長が指名する。
- (ウ) 委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じて、外部の有識者（第三者・専門家）やその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 事前の協議及び利用者及び家族の同意

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて切迫性、比代替性、一時性の3要素を満たしているかどうかについて検討、確認する。
- ② 身体拘束等の目的、内容、時間、期間、場所等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対しサービス管理責任者が説明を行い、「身体拘束に関する同意書」を以て同意を得る。
- ③ 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、利用者の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録する。

(イ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合においては身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ② 身体拘束等継続の場合は、状況などを説明し利用者及び家族の同意を得る。
- ③ 身体拘束等解除の場合は、サービス管理責任者より利用者及び家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急時など身体拘束等適正化委員会が開催できない場合は職員同士で協議し担当のサービス管理責任者に報告をする（電話でも可能）。サービス管理者は施設長に報告をして指示を仰ぐ（電話でも可能）。その後、身体拘束等適正化委員会において協議をする。
- ② 利用者及び家族への説明はサービス管理責任者が行い、同意を得る。

(3) 安全に配慮したベルト等について

身体拘束等に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為の事である。

身体拘束の具体的な内容は、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応の手引き」より

上記のことを踏まえて、身体拘束に該当しない具体的事例を以下のように示す。

(身体拘束等に該当しない具体的事例)

- ① 車いすの身体ベルトやテーブルが、日常生活動作の改善、体幹の安定、日常生活の向上等を目的として使用した場合は身体拘束としない。
- ② 意思決定能力のある利用者が安全確保のため、自らの意思で決定した場合は身体拘束としない。
- ③ ベッド柵は、人が出入りする空間がある、自分で柵を外すことが出来る、自分で移乗を行う事が出来ない利用者で安全目的であれば、4点柵であっても身体拘束としない。
- ④ 保護帽は、頭部の外傷・打撲からの保護のため、身体拘束としない。
- ⑤ 入浴装置、介護リフト、移乗具等の福祉器具のベルト類はメーカーより使用が定められているため身体拘束としない。

身体拘束等に該当しない具体的事例であっても、ベルトやテーブルをしたまま利用者を漠然と長時間放置するような行為等については身体拘束等に該当する場がある。定期的にモニタリングを行う必要がある。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を以て対応する。

施設長

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

サービス管理責任者

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

他職員

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重した支援を励行するための研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
（虐待防止研修内で身体拘束等の適正化について取り扱った際は、実施したものととする。）
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

令和6年4月1日一部改訂